

鹿沼市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による公の施設の指定管理者に係る監査を、鹿沼市監査基準に準拠して執行したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和8年3月26日

鹿沼市監査委員 高田悦夫

鹿沼市監査委員 津久井健吉

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査
(公の施設の指定管理者に係る監査)

2 監査の期日及び場所

- (1) 期日 令和7年12月25日(木)
- (2) 場所 本庁2階 中会議室

3 監査の対象

- (1) 対象団体
社会福祉法人鹿沼市社会福祉協議会(鹿沼市万町931番地1)
- (2) 指定管理料(令和6年度)
76,160,926円
- (3) 指定期間
令和5年4月1日から令和8年3月31日(3年間)
- (4) 所管課
保健福祉部 高齢福祉課

(5) 対象施設の概要

施設の名称	鹿沼市高齢者福祉センター
設置目的	老人福祉法第20条の7に規定する老人福祉センターとして、高齢者に関する各種の相談に応ずるとともに、高齢者に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するとともに、高齢者が明るい生活を送れるように支援することを目的とする。
所在地	鹿沼市酒野谷1006番地
敷地面積	8,630.57㎡
延床面積	1,542.03㎡
施設内容	大広間、多目的ホール、男女別大浴場、脱衣場、健康増進室、教養娯楽室、休養室、事務室

4 監査の着眼点

(1) 所管部局関係

- ア 公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- イ 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- ウ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- エ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- オ 事業報告書の点検は適切になされているか。

(2) 指定管理者関係

- ア 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより、善良な管理者の注意をもって適切に管理されているか。
- イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ウ 公の施設の管理に係る出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。
また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- エ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。
- オ 自主事業を実施する場合は、協定等に基づき適正に実施されているか。

5 監査の主な実施内容

- (1) 予備監査として、所管部局及び指定管理者より提出された関係資料及び関係諸帳簿に基づき令和6年度における指定管理事業の執行状況について確認し、必要に応じ事務の執行状況について書面にて関係職員に説明を求めた。

(2) 本監査として、所管部局及び指定管理者より関係職員の出席を求め、指定管理事務の執行状況等について聴取と質疑等を行った。

6 監査の結果

第1から第5までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、指定管理者の指定に係る手続及び監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていることが認められた。なお、事務上の軽微な事項については、監査の際に指導をしたので記述は省略する。

7 指摘事項

指摘すべき事項はなかった。

8 意見等

(1) 所管課に対するもの

近年、光熱費が高騰する状況が続く中、施設の照明をLED化する取組みによる経費削減効果が確認された。また、利用者送迎のためのバス運行業務について、令和8年度からは高齢福祉課に代わり指定管理者が委託業務を行う予定であることから、円滑な運行となるよう取り組んでいただきたい。

(2) 団体に対するもの

当施設の利用者については、コロナ禍を機に大きく減少していたが、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後から回復の傾向が見られる。そのような中、各種講座やイベントの開催に加え指定管理者が独自に行う他の事業と連携したり、広報による施設PR等利用推進に向けた工夫も伺えた。

施設の維持管理について、適正に行われているものと認められたため、引き続き関係法令及び協定書等を遵守したうえで、安全で安心な管理運営を行っていただきたい。